

# 一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令等について

令和元年12月  
経済産業省  
高圧ガス保安室

## 1. 概要

### (1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課すため、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）に掲げられた圧縮水素スタンドに関する規制見直し項目のうち、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会等において有識者等による審議の結果、安全上問題がないことが確認できた項目について、関連省令を改めるものである。

### (2) 改正を行う法令等

- ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号。以下「基本通達」という。)

## 2. 具体的な改正の内容

### <処理能力30 m<sup>3</sup>以上である第二種製造者の圧縮水素スタンドに関する防火壁の設置等の不要化>【一般則、基本通達】

#### (1) 概要

一般則第11条第5号において、処理能力30 m<sup>3</sup>以上である第二種製造者の圧縮水素スタンドに係る技術上の基準が定められており、これは、一般則第7条の3で定められる、処理能力100 m<sup>3</sup>以上である第一種製造者の圧縮水素スタンドに係る技術上の基準を準用している。

当該基準は、貯蔵能力にかかわらず、処理能力30 m<sup>3</sup>以上である第二種製造者の圧縮水素スタンドに一律に適用されるが、貯蔵能力が小規模である場合について、有識者等による審議の結果、安全上の観点から防火壁の設置等に係る基準は過大であるため、貯蔵能力に応じた適切な基準となるよう見直しを行うものである。

## (2) 具体的な規定の内容

一般則第7条の3第2項第4号において、処理能力 100 m<sup>3</sup>以上である第一種製造者の圧縮水素スタンドについて、圧縮水素スタンドに隣接する敷地外で火災が発生した際には、その影響を緩和するための措置として、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずることと定めている。

また、一般則第11条第5号において、処理能力 30 m<sup>3</sup>以上である第二種製造者の圧縮水素スタンドについては、これを準用し、防火壁の設置等が必要とされている。

今回、処理能力 30 m<sup>3</sup>以上である第二種製造者の圧縮水素スタンドについて、貯蔵能力に応じた基準の検討を行った結果、貯蔵能力が 300 m<sup>3</sup>未満である場合について、隣接の敷地外で発生した火災の影響を受ける前に設備を安全に停止し、設備内の水素を安全に放出させることが十分可能であるとの結論が得られたことから、貯蔵能力が 300 m<sup>3</sup>未満の場合については、防火壁の設置等を不要とするよう法令上措置するものである。

## 3. スケジュール

令和元年 10月31日～11月29日 パブリックコメント

令和元年 12月20日 公布・施行

以上